

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。



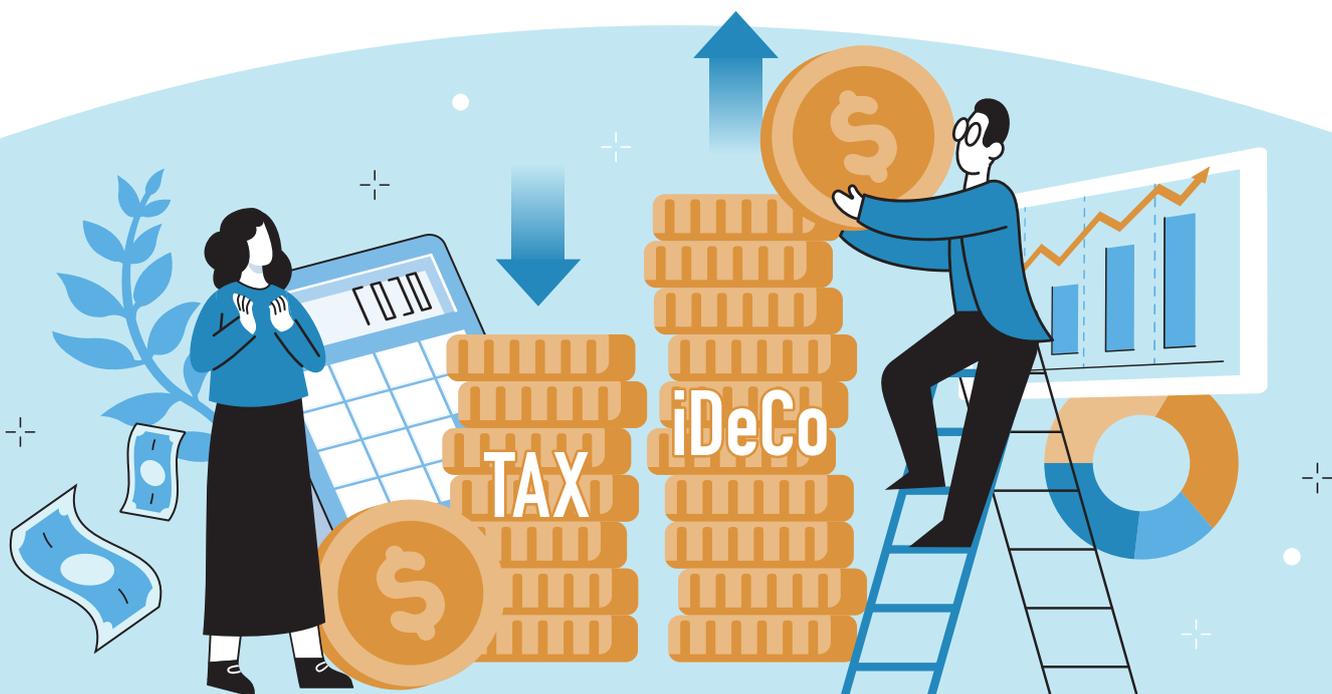
the Heartful OAG

[Vol.]
244

Aug. 2025



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます



特集

くらしと将来に関わる 税制改正2025

- 02 太田孝昭が語る 元気になる言葉・春夏秋冬「漫画に学べ」
- 03 お取引先様紹介 心も体も元気になるメイク かつぎ れいこさま
- 04 ～「基礎控除」と「確定拠出年金」2つの見直しで、あなたの税金と老後資金が変わる～ くらしと将来に関わる税制改正2025
- 07 ウェルビーR 人生を前向きにする終活コラム どうして「家族」を作るのか

- 08 人事労務お知らせ便 【令和7年6月1日施行】 職場の熱中症対策が義務化されました
- 10 くにうみAI証券 投資のコラム 「OAG資産形成ファンド」
- 11 安のカメラ紀行 下北半島から三陸海岸への旅②
- 12 拠点一覧／トピックス／セミナー報告 SDGs・取組み



元気な経営のワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



漫画に学べ

この前、ある経営者（48歳）にお会いしたところ、「漫画『ワンピース（尾田栄一郎著）』の主人公ルフィの様に在りたい。そして自分の企業を公開（2～3年以内）する」。彼曰く、ルフィは海賊なんです、特段強くない。世界一の海賊になる夢を描き、その冒険の旅に出る。そこでさまざまな困難に遭うのです。ルフィのチームに新しい才能が集まり、目的を達成する物語の様です。

彼の話に寄れば、

「目標が明確でブレない。それゆえ有能な仲間が集まり、自分の役割を明確に開示し、自分の責任を果たす。当然、仲間を信頼する。仲間を救う。終わったら宴会を開く。」

これはすべて漫画の世界の話ですが、若者が共感するという事は、若者はこの様なチームを望んでいると言うことでしょう。その上「ワンピース」は全世界で5億1,000万部販売され、1冊当たり500円だとすると2,550億円の売上になります。驚くべき数字です。優れたものに学ぶは最も賢い成長方法です。

漫画「ワンピース」を自社の経営にどう生かすのか。ヒントに溢れています。しかし、「漫画を読むのは苦手」という人には、ワンピースの凄さを分析した本もあるはず。それを読んでもよいのです。私流にごく簡単にまとめると以下の様になります。

- ①目標を明確にする
- ②オープンマインドで社員を迎える
- ③役割分担をはっきりして、主体的に行動してもらう
- ④信頼で結びつく
- ⑤終わったら「ご苦労さま」と声をかけ合う（称賛するということです）

この中でいくつ実現できていますか？

「漫画と現実とは違うよ。」

「漫画の様にできるはずないよ。」

と言われそうですが、ルフィの経営はある種の経営スタイルだと思うのです。

会社の経営は千差万別ですが、ルフィ的な考えが通奏低音の様に流れていることは必要だと感じます。会社の経営は経営者の個性であり、風土作りであります。漫画に大いに学びましょう。

日本の漫画に学ぶべきものは多々あります。何しろ、今の日本で「世界一」と言えるのは漫画だけです。



お取引先様紹介

基調講演 (2025年7月7日)

心も体も元気になるメイク

講師プロフィール

フェイシャルセラピスト、歯学博士、REIKO KAZKI 主宰、
公益社団法人 顔と心と体研究会理事長

かづき れいこ さま



Power of Makeup
かづきメイクはあなたを元気にします

1952年 大阪生まれ。
1973年 金蘭短期大学英文科卒業、1989年 有限会社かづきれいご設立、
1995年 リハビリメイクを考案し研究を開始、2000年 新潟大学歯学部非常勤講師となり、大学病院にてリハビリメイクを開始、
2005年 新潟大学歯学総合研究科口腔生命科学専攻修了。歯学博士になる同年、日本医科大学大学院医学研究科に入学

今回、社内向けの基調講演としては10回目となり、リハビリメイクの第一人者であり、フェイシャルセラピストの、かづきれいごさまにお越しいただきました。「心も体も元気になるメイク」をテーマに、ご講演だけでなくメイク術も実演いただきました。



この世界に入るきっかけは、実はご自身が幼少期から冬の寒い時期になると顔が赤くなることに悩んでいたことからでした。21歳で結婚、子育てを経て、30歳の時にご主人の開業とお母様を亡くした心労が重なり、心房中隔欠損症（ASD）と判明し、手術で完治。顔が赤くなる原因もそのことが関係していたようです。このようなご自身のご経験から「赤い顔で悩んでいた昔の自分のように顔で悩んでいる人を助けたい」という強い思いを持ち、美容学校に入学し、その後、長年にわたって数々の独自のメイク理論を重ね、現在の「リハビリメイク」を確立されました。

また、後半では当社の男性社員がモデルとなり、「元気がでるメイク術」を実演。「かづき・デザインテープ」を使っての肌が若々しくなる変化もご説明いただきました。「かづきメイク」の方程式通りに行えば、誰でも簡単に、エネルギーあふれる「元気な顔」になれるのが特徴とのことです。

ご講演全体をつうじて、とても情熱にあふれていて、終始にわたって聴講している側が心を惹きつけられるような雰囲気となり、今回もウェブ参加を含めて400名以上の当社グループのメンバーにとって貴重な機会となりました。



「かづきイエロー」とは

かづきさまが提唱するメイク法における、**肌色補整のための黄色い化粧下地**のことで、日本人の肌色に最もなじみやすく、シミやくすみ、赤みなどを自然にカバーして、透明感のある肌を演出します。

かづきイエローの補整効果



かづきれいご
エクセレントミルク
ファンデーション
(化粧下地)



メイク以上×整形未満。

美も若さも自分でデザインできる！
唯一のリフトアップテープ

「かづき・デザインテープ」とは

化粧品領域の進化が目覚ましいと言われるなかで、かづきさまは、今のブームをまるで予見していたかの様に、15年以上前に誕生した「かづき・デザインテープ」。あきらかにテープ美容という時代を牽引してきました。美も若さも、自分の手で、自分の家で手に入れられる、これまでにない**「貼るリフトアップ」**アイテムです。特許も取得【特許第4672799号/意匠第1764683号】



～「基礎控除」と「確定拠出年金」2つの見直しで、あなたの税金と老後資金が変わる～

くらしと将来に関わる税制改正2025

2025年度の税制改正では、私たち一人ひとりの生活に密接に関わる2つの大きな見直しが行われます。一つは、所得税の計算に使われる「基礎控除」の見直し。もう一つは、老後の資産形成を支援する「確定拠出年金」の拠出限度額引上げです。どちらも、働き方やライフステージに合わせてより柔軟に制度を活用できるようになる重要な変更です。本稿では、これら2つのポイントをやさしく解説します。

なお、税制改正に関する他項目も含めたわかりやすい解説に関しては右の二次元コードもしくはWEB検索からご覧いただけます。



OAG 税制改正 🔍

1. 基礎控除の見直し

基礎控除とは、確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額から差し引くことができるもので、合計所得金額が2,500万円以下の個人の方に適用されているものです。今回、令和7年度税制改正において物価上昇局面のわが国の現下の状況の下、基礎控除の額が定額であることにより実質的な税負担が増えるといった課題に対して基礎控除の見直し等が行われ、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除の額が10万円引き上げられて58万円となりました。その後、さらに見直しが図られ、一定の合計所得金額以下の方の基礎控除額が加算されることになりました。



OAG税理士法人
タックスアドバイザー 第二部
澤田 富雄

- 合計所得金額が655万円以下の個人の基礎控除額が、合計所得金額に応じて37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となりました（下記図参照）。
- 留意点として合計所得金額が132万円以下の方の基礎控除額95万円は、恒久的措置として今後も適用されていく予定となっております。一方で、合計所得金額が132万円超655万円以下の方の上乗せ措置は、令和7・8年分の2年間の時限的措置となり、令和9年分以後は上乗せ措置はなくなり58万円の基礎控除額となります。
- これらの改正は令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません。令和7年12月に行う年末調整事務にて改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 (200万3,999円超)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 (475万1,999円超)	68万円 ^(注2)		
489万円超 (665万5,556円超)	63万円 ^(注2)		
655万円超 (850万円超)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

出典 国税庁パンフレット 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)2頁



2. 扶養親族等の所得要件の改正

1の基礎控除の見直しに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

出典 国税庁パンフレット 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)4頁



3. 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額引上げ

～自助による老後資産形成の支援強化～

少子高齢化の進展や働き方の多様化を背景に、自らの老後資金を主体的に形成する必要性が高まっています。こうした情勢を踏まえ、令和7年度税制改正では、確定拠出年金制度の拠出限度額が見直され、特に個人型確定拠出年金 (iDeCo) において大幅な上限引上げが行われました。企業型DCと個人型DC (iDeCo) を取り巻く制度が、より柔軟に・公平に活用できるよう見直され、特に企業年金を持たない方や自営業者にとっては朗報といえる内容です。以下、その主な改正内容を整理します。



OAG税理士法人
タックスアドバイザー 第三部
中村 領一

① 改正の目的

1. 老後資産形成の強化

➡積立額増加により将来に向けた資産構築が加速

2. 制度間の公平性向上

➡企業年金あり・なしによる拠出機会の格差を是正

3. 制度利用の活性化

➡柔軟な設計により自営業や企業年金未整備の社員の利用促進につながる

② 主な改正点

区分	現行制度	改正後(令和7年分より)	改正内容のポイント
企業年金なしの社員	月額2.3万円 (iDeCo)	月額6.2万円 (iDeCo)	拠出上限が約2.7倍に拡充
企業型DC+iDeCo (合算)	月額5.5万円	月額6.2万円	合算での拠出限度額を引上げ、制度間の公平性確保
自営業者等(第1号被保険者)	月額6.8万円(国民年金基金等との合算)	月額7.5万円(同左)	老後資金形成の上限拡大
マッチング拠出の制限	「加入者掛金は事業主掛金以下」	この制限を撤廃	より柔軟な企業制度設計が可能に
60歳以上の拠出	原則新規加入不可	一定要件で加入可能	シニア世代の資産形成機会が拡充
所得控除による節税効果	拠出額全額が所得控除対象	同左 (上限増により効果拡大)	月4万円追加拠出 →年間約14.4万円の節税効果目安

家族とわたしの人生を豊かにする終身ケア・デザイン～4～ どうして「家族」を作るのか

とあるショッピングモールのイベントで、「おひとりさまの終活」に関するセミナー講師をつとめた時のお話です。

セミナーの中では、頼れる身寄りのないおひとりさまだけでなく、頼れる家族がいる場合でも頼られる家族の負担が重すぎるケースに触れ、「家族の中のことは家族だけで解決しなければ…と思わなくてよい」「家族だけが、介護（ケア）の担い手ではないという新たな価値観の醸成が必要」というお話をしました。すると、セミナー終了後に、ショッピングモールのセミナー会場付近の店舗で売り子のアルバイトをしていた20代前半と思われる若い女性に声をかけられました。

「仕事しながら、思わず聞き入ってしまいました。実は私の母親が、父方のおばあちゃんの介護のために、ずっと続けていた仕事を辞めて、今、体力的にも精神的にもとてもつらそうなんです。それを見て、私は『絶対に結婚なんてしたくない』と思っていました。好きになった相手と結婚するのに、もれなく相手の親の介護まで付いてくるなんて。しかもそのために自分のキャリアを諦めなければならないなんて。でも、今のお話を聞いて、家族だけが介護の担い手にならなくてもよいんだ、そうみんなが思ってくればいいのに…と思いました。」こんな風に、熱く語りかけてくれました。

今どきの若者が、「終活セミナー」に熱心に耳を傾けてくれて、声をかけてくださったことだけでも本当に嬉しかったです。しかも、今の日本の抱える課題を見事に言い当ててくれました。

老後の面倒を見るのが家族の義務だとしたら、これから更に深刻化する少子高齢化が進展する日本社会においては、その義務の負担が重すぎて、現役世代はその活動に大きな制約を受けざるを得ません。そんな現役世代の様子を目の当たりにする若年層は、結婚して家族を作ることによって付加される家族の役割という義務を負うことを、避けたがるのも理解できます。だとすると、婚姻件数の増加と出生率の上昇を目指すのであれば、この家族の役割という義務負担を軽減させることも、大きな打ち手の一つなのではないでしょうか。

これからの日本では、家族は愛情や絆での繋がりを重視すべきで、親の面倒をみるために家族を作るものではないということを、団塊の世代より上の世代も含めたひとりでも多くの方が実感を持って理解する必要があります。その上で、自分とその大切な家族が、お互いにそれぞれの人生を歩んでいく過程を尊重し合い、起こり得るさまざまなシチュエーションを想定して、それぞれのシナリオへの対応策をしっかりと検討しておくべきです。これまでの家族関係は、どこかこのような話し合いについては、家族だからこそ敬遠しがちでしたが、後々に家族の絆を損ねてしまわないように、事前にしっかりと意思疎通しておくことが重要です。

これが日本の各家庭で当たり前になって初めて、改めて家族を作ろうと思える若者の増加が期待できる世の中になるのではないのでしょうか。

Topics

株式会社OAGウェルビーR 代表取締役 黒澤史津乃がNHKに出演!

この度、弊社代表取締役の黒澤史津乃が、NHKの番組に連続して出演しました。7月2日(水)放送の「首都圏ネットワーク」、そして7月11日(金)放送の「首都圏情報ネタドリ!」において、ライフデザインの専門家として「40歳からの終活」について、詳しく解説しました。番組では、終活は40歳から始めるのが理想的であり、中でも「自分の意思を実行してくれる人を決めておくこと」が最も重要であると語りました。放送内容の詳細は、右のリンクからご覧いただけます。

7/2放送
40歳過ぎたら
“終活”の時代!?



7/11放送
「終活」で考えて
おくべきこと



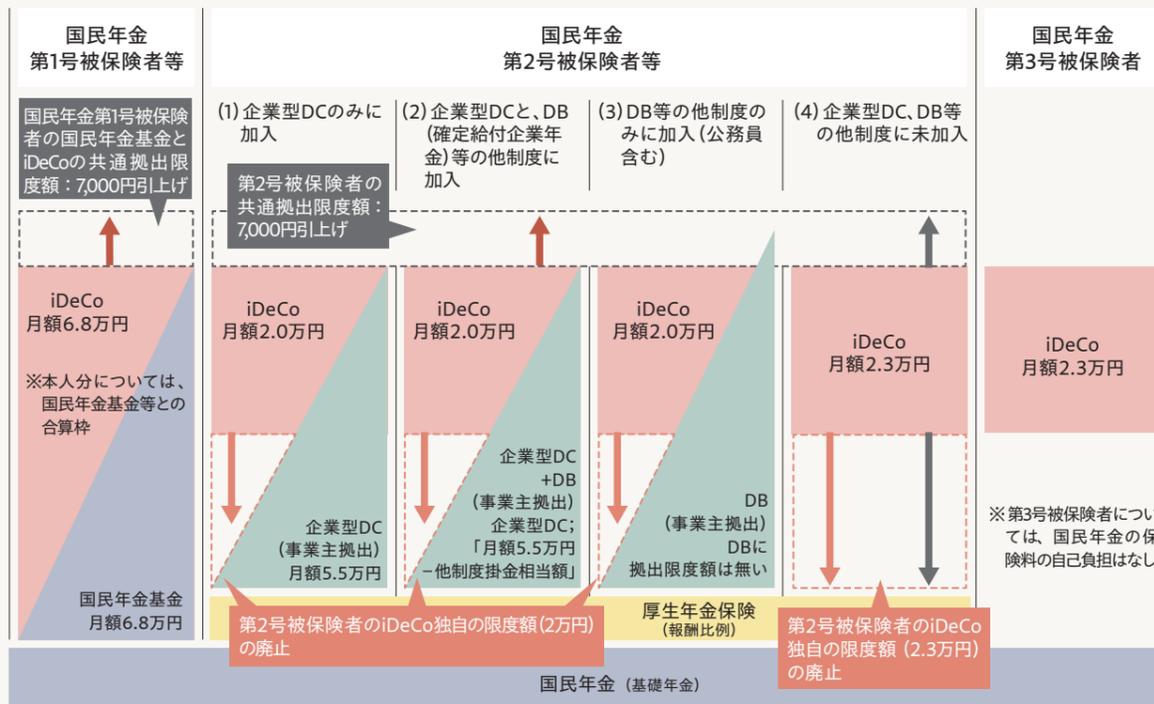
株式会社OAGウェルビーRは、終活に関するご相談を何でもお受けいたします。

お問合せ先 OAGウェルビーR
Tel. 03-6261-4145



解説

- 国民年金第2号被保険者（会社員等）（以下「第2号被保険者」といいます。）について、iDeCo独自の限度額を廃止し、企業年金への拠出額との合計に対する共通拠出限度額に一本化します。
→勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異解消を目的とします。
- 前回の拠出限度額引上げ時からの賃金上昇率を勘案し、第2号被保険者の共通拠出限度額について、月額5.5万円から6.2万円に引き上げます。
- 企業年金のない第2号被保険者について、iDeCoの拠出限度額は、年間で現行の約2.7倍の約75万円となります。
- 国民年金第1号被保険者の国民年金基金とiDeCoの共通拠出限度額については、第2号被保険者と同額（7,000円）の引上げを行い、月額7.5万円とします。
→第2号被保険者との公平性を保つことを目的とします。



今回の確定拠出年金制度の見直しは、少子高齢化の進展や社会保障制度の持続可能性に対する課題を背景に、「自助努力による老後資金形成の支援強化」を目的として実施されました。特に、企業年金を持たない会社員や自営業者といった、従来の制度では不利になりがちであった層に対して、拠出限度額の大幅な引上げがなされた点は重要なポイントです。これにより、制度間の公平性が高まり、働き方や企業規模にかかわらず、誰もが等しく老後に備えられる土台が整いつつあります。確定拠出年金は、拠出額が全額所得控除の対象となるという大きな節税効果も備えており、資産形成と節税を両立できる有効な選択肢です。

今後は、このような制度改正の趣旨を正しく理解したうえで、各自がライフステージや収入状況に応じた計画的な年金資産の形成に取り組むことが、より一層重要になっていくと推察されます。

税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください!

常に最新の税制に基づいて、法人から個人まで幅広く皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートさせていただきます。お悩みや疑問がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。



【お問合せ先】 OAG税理士法人 Tel. 03-3237-7500

“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



OAG社会保険労務士法人
郡山 実夕

【令和7年6月1日施行】 職場の熱中症対策が義務化されました

まさにタイトルのとおり、2025年6月1日から、企業に対して熱中症対策の策定が義務化されたことをご存じでしょうか？

厚生労働省が公表した『令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況』によると、2024年に職場で熱中症により死傷した労働者は1,257人、うち31人が亡くなっています。

近年、日本列島を襲う猛暑はますます厳しさを増しており、それに伴い職場での熱中症被害も深刻化しています。こうした状況を受け、労働安全衛生規則が改正され、すべての事業者に対して熱中症予防措置の実施が義務化されました。

本記事では、事業者が講じるべき熱中症対策のポイントや、法改正の具体的な内容について、わかりやすく解説します。

1. 熱中症の基礎知識

① 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かなくなったりすることで発症する健康障害の総称です。重症化すると命に関わる可能性もあり、特に夏場の職場では十分な注意が必要です。



② 熱中症の症状と重症度

熱中症は、症状の重さによって以下のように分類されます。重症度が高いほど、危険性も高くなります。

重症度	分類	主な症状	対応
I度	熱失神	めまい、立ちくらみ、一時的な意識喪失	涼しい場所で安静、水分・塩分補給等の応急手当
I度	熱けいれん	筋肉のけいれん、痛み	水分・塩分補給、マッサージ
II度	熱疲労	全身倦怠感、頭痛、吐き気、嘔吐	涼しい場所で安静、水分・塩分補給、医療機関受診
III度	熱射病	意識障害、高体温(40℃以上)、発汗停止、けいれん発作	救急搬送(生命の危険あり)、入院治療

2. 職場における熱中症予防対策

熱中症は屋内や屋外に関係なく、暑ければどこでも発症する可能性があるため、すべての業種・職種において熱中症対策は重要です。以下に、職場で行える熱中症予防策を紹介します。

① 作業環境管理

厚生労働省のデータによれば、11時から15時にかけて熱中症による死傷事故が多く発生しています。この時間帯の屋外作業は極力避け、休憩時間や作業時間の調整が重要です。

- 作業場の温度・湿度の管理 (WBGT値の測定と適切な管理)
- 屋外作業の場合は日陰を確保する
- 適切な換気や冷房設備の設置
- 休憩場所を涼しい環境に設置



★WBGT指数とは

WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature) 指数は、「暑さ指数」とも呼ばれ、熱中症の危険度を評価するための国際的な指標です。単なる気温だけでなく、湿度、輻射熱(地面や建物からの熱)などを総合的に考慮した値であり、熱中症予防に欠かせません。たとえば、WBGT値が31℃を超える環境では、「激しい運動は中止すべき」「屋外作業は原則中止」とされるなど、明確な行動指針が示されています。

② 作業管理

- 作業時間の短縮・分散
- 1時間に1回程度のこまめな休憩の実施
- 暑熱環境に慣れるための順化期間の設定
- 朝礼時の健康状態の確認
- 単独作業を避け、複数人での作業を推奨



③ 健康管理

- 作業前の体調確認
- 熱中症の既往歴や基礎疾患のある従業員への配慮
- 定期的な健康診断の実施

④ 水分・塩分補給

労働安全衛生規則第617条では、多量の発汗を伴う作業場において、労働者に塩および飲料水を備えることが義務付けられています。

ここでいう「塩」には、塩飴や塩タブレットのほか、塩分を含むスポーツドリンクも含まれます。

- 喉が渇く前からこまめな水分補給 (20～30分ごとに150ml程度)
- 塩分を含むスポーツドリンクや経口補水液の用意
- 休憩中だけでなく、作業中も水分補給ができる環境整備

※糖分を抑えたい方には、「ゼロカロリー」「カロリーオフ」「糖質ゼロ」「糖質オフ」などの表記があるスポーツ飲料や経口補水液がおすすめです。



3. 熱中症対策の義務化について

2025年6月1日から、企業に対し、従業員が熱中症を発症するおそれのある作業を行う際の対策が義務化されました。

① 対象となる作業

以下のいずれかに該当する環境で、1時間以上または1日4時間を超える作業が見込まれる場合を指します。

- WBGT値が28℃以上
- 気温が31℃以上

なお、必要な対策を怠った場合は、罰則が科される可能性があります。義務化されたのは以下の3項目です。



② 義務化された3つの対応事項

〈1. 報告体制の整備〉

企業は、熱中症の自覚症状がある従業員もしくは熱中症のおそれがある従業員を見つけた人がその旨を報告するための体制を整備しなければなりません。また、整備した体制を従業員に向けて周知する必要があります。

具体的には、責任者の氏名、連絡先、連絡方法を定め、以下のように明示します。

事業場における報告先の揭示例

熱中症発生時(疑いを含む)の報告先			
責任者	〇〇〇〇	電話	××-×××××
代理	〇〇〇〇	電話	××-×××××

加えて、積極的に熱中症のおそれがある従業員を把握するためには、事前の仕組みづくりを行うことが必要です。仕組みの構築には、以下の方法があります。

- 職場巡視
- パディ制度(※1)の採用
- ウェアラブルデバイスの活用(※2)
- 責任者と従業員双方方向での定期連絡 など

※1: 2人以上の従業員が作業中にお互いの健康状態を確認できる体制
※2: 着用状態を正確に把握できない可能性もあるため、他の方法と組み合わせることが望ましい

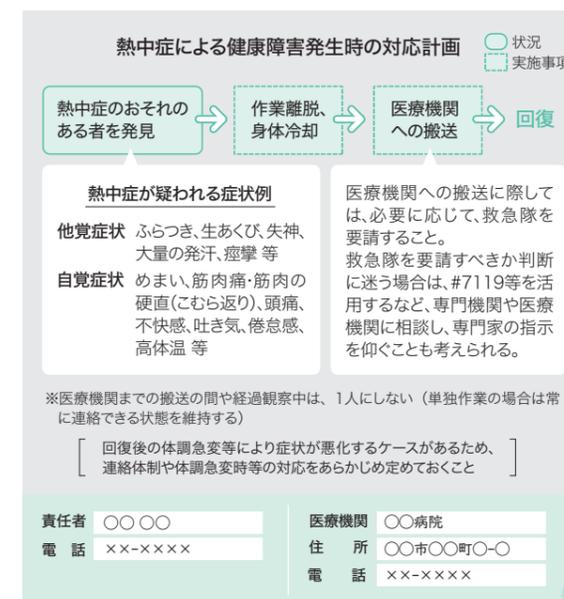
この体制は、同一の従業員が継続的に作業する前提で整備するため、作業日ごとに重複して実施する必要はありません。

〈2. 手順作成〉

熱中症のおそれがある従業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるように、実施手順を作成します。なお、緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先

(所在地を含む)を定めた場合は、手順等に含めて記載することが望ましいとされています。

熱中症対応実施手順書の例



〈3. 関係者への周知〉

整備した体制と作成した手順は、関係する従業員に周知しなければなりません。

【周知方法の例】

- 見やすい場所への掲示
- 文書の配布
- メールでの通知
- 朝礼での説明

※特に建設現場など複数事業者が共同作業する場合は、共通の緊急連絡先を定め、掲示することが推奨されます。

最後に

一方で、従業員一人ひとりの体調管理意識の向上も、事故防止には欠かせません。

企業としては、制度や設備の整備にとどまらず、熱中症のリスクや予防法をわかりやすく伝え、職場全体での意識向上を図ることが重要です。

参考資料: 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～」
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/nettyusyou/2025-0418-7.html
リンク内に記載のある、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」(令和7年5月20日付け基発0520第6号)[PDF形式:621KB]、8ページと10ページ

**OAG社会保険労務士法人では、
人事・労務のさまざまなご相談をお受けいたします。
お気軽にお問い合わせください!**

OAG社会保険労務士法人
Webサイト



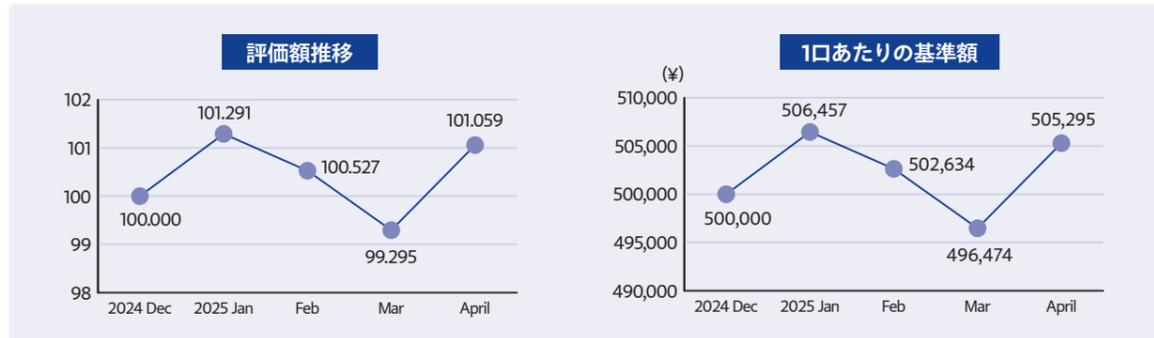
「OAG資産形成ファンド」 追加組合員の募集開始 ～市場変動を乗り越えて、再びプラスへ～



OAGコンサルティンググループ従業員の資産形成を支援する目的で設立された「OAG資産形成匿名組合ファンド」は、2025年3月末時点では評価額が出資額を下回っていましたが、4月末にはプラス圏に回復いたしました。

直近の運用状況 (2025年4月末時点)

組入比率の高いマルチ戦略ヘッジファンドの好調な運用実績により、最新の評価額 (NAV) は再びプラスに転じました。また、もう一つの出資先であるイギリス訴訟ファンドも、引き続き安定したプラス運用を継続しており、その結果、1口50万円で募集を行った持分の評価額は4月末時点で505,295円となり、初回出資額を上回る結果となっています。今後も評価額は、引き続きマルチ戦略ヘッジファンドの運用実績に大きく左右される見込みです。7月より、新入社員や途中参加を希望される従業員の皆さまを対象に、追加募集を開始いたします。管理部による説明会に続き、当社からも「OAG資産形成匿名組合ファンド」の概要や最新の運用状況、組入ファンドに関する説明を実施いたします。



お問合せ

OAG資産形成匿名組合ファンドの運用内容およびお申込みに関するご質問・ご相談は、事務局(管理部)または、くにうみAI証券株式会社までご連絡くださいますようお願いいたします。

事務局 (OAG経営管理部+くにうみAI証券) oag_fund@kuniumi-sec.co.jp

販売会社 (くにうみAI証券) lps_support@kuniumi-sec.co.jp

くにうみAI証券株式会社
—世界の名門オルタナティブ投資商品を提供—

くにうみAI証券株式会社

代表取締役社長：李 遠

所在地：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号丸の内仲通りビル607

登録番号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1627号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

設立：2007年2月22日



コーポレート
サイト



YouTube
チャンネル

資料提供：くにうみAI証券株式会社 【広告審査番号：AD2025096】

安のカメラ紀行

下北半島から三陸海岸への旅 ②



Photo by Yasuyoshi Wada



▲本州最北端の碑

彼方此方に旅をしていると、時折、面白い発見をすることがあります。今回の下北半島の旅路でドライブルートを探りながら思い出したのは、かつて訪れた鹿児島県の風景でした。本州の最北端にある青森と、九州の最南端にある鹿児島は、地図上では遠く離れていますが、そこには不思議な共通点があります。



▲青森県・鹿児島県 地図比較

■地形：二つの半島と一つの湾

青森県は下北半島と津軽半島に挟まれて津軽湾があり、鹿児島県は薩摩半島と大隅半島に挟まれて錦江湾があります。どちらかの地図を逆さにして見ると、その地形がよく似ていることに気づきます。

■方言：アクセントが似ている、関東人には意味不明な言葉が多い

半世紀前、新卒で入社した会社では、鹿児島出身者と青森出身者が同じ寮で生活していました。彼らは会社や寮では一応標準語で話をしていましたが、電話越しに家族や同郷の友人と話するときには、まるで外国語と勘違いするほど、意味不明な言葉で話していたのです。

■空から舞い落ちるものがある：雪が舞い散る青森、火山灰が降り注ぐ鹿児島

上空から降るものは違えども、自然や大地の厳しさには、どこか共通するものがあります。そんな他愛のないことに思いを馳せながら旅をするのも、楽しみの一つです。



▲マグロのモニュメント

さて、下風呂温泉の宿で旅のルーティンである朝風呂に浸かり、漁師町ならではの朝食をいただいた後、大間崎に向かいました。大間崎は津軽海峡をはさんで函館までわずか17キロメートルの距離にあり、この日も北の大地を目視できました。その傍らには、大間の漁師によって一本釣りされた



▲弁天島と大間崎灯台

いう、重さ440キロの巨大マグロのモニュメントが鎮座しています。その600メートル先には、赤い社が印象的な弁天神社を擁する弁天島、そして白黒の縞模様が海に映える大間崎灯台があります。その対比は、荒々しい海峡のなかに凜とした美を添えていました。弁天島の周辺一帯は潮流が激しく、暗礁が点在する危険な海域で、海難事故も多いため、マグロ漁師たちは今でも弁天様に手を合わせ、無事を祈りながら通過するそうです。



▲遊歩道から見下ろす仏ヶ浦

次に向かったのは、自然が生み出した不思議な景色「仏ヶ浦」です。ここは海からの眺めが素晴らしいということで、大間の港から観光遊覧船で向かおうと計画していましたが、同行の旅人が酔っ払いというので、それは諦めて陸路で行くことにしました。山が海に落ち込む断崖絶壁のなか、海峡沿いを走る国道338号



▲仏ヶ浦の絶景(蓬萊山)

(通称：海峡ライン)は急勾配、急カーブが続きましたが、ようやく無事に仏ヶ浦に辿り着きました。駐車場からの遊歩道は、往路の下りで20分、復路の登りで30分を要すると案内がありましたが、帰りの登り道は本当にきつかったです。それでも、その苦しさを上回る神々しい絶景を仏ヶ浦で堪能することができました。



▲仏ヶ浦の絶景(岩龍岩)

観光パンフレットには、次のように紹介されていました。「2kmにわたり連なる奇岩が太古の神秘を感じさせる仏ヶ浦。その圧倒的スケールと、自然が作り上げたとは思えない奇跡の造形美はまさに絶景。如来の首や五百羅漢、一ツ仏や極楽浜など、仏にちなんだ名がつけられたその地には、極楽浄土を思わせる世界が広がっています。」そんな仏ヶ浦、そして下北半島に別れを告げ、八戸を経由して岩手県の久慈にある国民宿舎へと車を走らせました。



▲仏ヶ浦の絶景(双鶏門)



▲仏ヶ浦の絶景(如来の首)

安の今月の一句

「下北に 凜と佇む 仏ヶ浦」

こちらの二次元コードを読み取っていただくと選りすぐりの旅の写真をご覧いただけます。



▲執筆：和田 安義



トピックス

全国の税理士法人が集結「意気の会」東京・赤坂で開催

7月4日、全国の税理士法人が参加する「意気の会」が東京・赤坂で開催されました。今回はOAG税理士法人がホストを務めさせていただき、全国各地より17の税理士法人・会計事務所、総勢70名ほどの皆さまにご参加いただきました。

本会は、税務・経営をはじめとする幅広いテーマについて意見を交わし、知見を共有する貴重な情報交換の場となっています。当日は各事務所の取組みや課題を率直に共有し合い、活発な意見交換が行われました。参加者同士の交流も深まり、今後の業務連携やサービス向上に向けた、たいへん有意義な時間となりました。



ホストを務めたOAG税理士法人代表社員 平田 実



活発な意見交換が行われました



ちょっと一息

セミナー報告

OAG相続・終活セミナーを開催しました

7月9日、OAG主催の終活セミナー「未来をつなぐ人生設計～逝去後のことも自分ごとに&首都圏での不動産活用と相続のための知恵袋」を開催しました。「死後事務や遺言・寄付」「不動産活用と相続対策」をテーマに、実務経験豊富な講師が事例を交えてわかりやすく解説。終活に関心を持つ多くの方が参加され、質疑応答も活発に行われました。

全4回シリーズは今回でひと区切りとなりますが、今後も新たな切り口でのセミナー開催を予定しています。ぜひご期待ください。



株式会社OAGウェルビーア代表取締役 黒澤 史津乃



株式会社OAGコンサルティング執行役員 皿海 信之

SDGs・取組み

OAGグループ大阪支店/地域貢献活動

大阪の江坂企業協議会が主催する「クリーンデー」は、江坂周辺の美化を目的とした地域清掃活動です。新御堂筋や内環状線沿いを中心に、ゴミ拾い、溝掃除、花壇の手入れなどを行い、地域住民や企業が一体となって街づくりに取り組んでいます。

OAGグループ大阪事務所も協議会の一員として、2～3か月に一度のこの活動に参加しております。今回は当社からは10名ほどが参加し、朝7時30分から他の参加企業とともに清掃活動を行いました。地域に根ざした貢献を今後も継続してまいります。



クリーンデーに参加した大阪メンバー

Total consulting firm



本店

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームートホライゾンビル
TEL:03-3237-7500
FAX:03-3237-7510



■発行人：グループ代表 太田隆介
■企画：グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室
■制作・印刷：株式会社 野毛印刷社

【お願い】ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、当社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。



- 札幌
〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通4階
TEL：011-590-5174 FAX：011-590-5175
- 仙台
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー10階CROSSCOOP内
TEL：022-209-5339
- 埼玉
〒350-1123
埼玉県川越市脇本町13-5
川越第一生命ビルディング3階
TEL：049-265-8685 FAX：049-265-8687
- 千葉
〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町1-17
JPR千葉ビル8階
TEL：043-215-8360 FAX：043-215-8361
- 幕張本郷
〒262-0033
千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-3-26
八重寿ビル
TEL：043-272-8484 FAX：043-272-8490
- 東京ウエスト
〒182-0024
東京都調布市布田4丁目6番地1
調布丸善ビル3階
TEL：042-441-2191 FAX：042-441-2192
- 富士吉田（計算センター）
〒403-0016
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
アークフジ1階3号室
TEL：0555-73-8571
- 名古屋
〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-13-30
名古屋伏見ビル9階
TEL：052-746-9313 FAX：052-746-9312
- 大阪
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町1-13-33
HF江坂駅前ビルディング7階
TEL：06-6310-3102 FAX：06-6310-3103
- 福岡
〒810-0042
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
センチュリー赤坂門ビル6階
TEL：092-717-6650 FAX：092-717-6651